○農林水産省環境省令第一号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第一項及び第二項第五号の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志
環境大臣　伊藤信太郎

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令（平成二十六年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（設備整備計画の認定の申請）	（設備整備計画の認定の申請）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類	六　設備整備計画に法第七条第四項第三号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
ニ　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	ニ　申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書
ホ　当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第七条第三項第二号及び第三号に規定する行為並びに同条第四項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）	（新設）
ヘ　当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類	（新設）
ト　その他必要と認める書類	（新設）
七　設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類	七　設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為を記載する場合にあっては、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面
イ　当該行為に係る森林の位置図及び区域図	（新設）
ロ　申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	（新設）